

出産予定日以降に受診した妊婦健康診査の 費用を助成します

みよし市では、妊婦一般健康診査(全14回分)の受診券を発行していますが、出産予定日以降に妊婦健康診査を受診した場合についても、上限金額を限度として費用を助成します。

1. 対象者

下記の要件を全て満たす方

- (1) みよし市に住民票を有する妊婦
※健診を受診した時、申請時ともにみよし市に住所を有することが必要です
- (2) 妊婦一般健康診査 14 回の受診票を使い終わり、出産予定日を過ぎて妊婦健康診査を受診した妊婦

2. 助成額・回数

1回につき上限額 9,260円を限度に助成(実際に受けた妊婦健康診査のうち、保険外診療分の額の範囲内。保険診療分は対象外となります。)

3. 申請時期

該当する妊婦健康診査の最後の受診日から3か月後を目途に、全ての受診分をまとめて申請

4. 申請方法

みよし市こども相談課へ必要書類を添えて申請してください

5. 必要書類

- ・助成金支給申請書
様式は市役所で配布又はみよし市ホームページからダウンロード)
- ・自費で支払った妊婦健康診査の領収書及び診療明細書(原本)
- ・親子健康手帳(母子健康手帳)
- ・本人名義の預金通帳の写し(振込先金融機関の口座が確認できるもの)

お問い合わせ先:みよし市こども相談課(市役所2階) TEL0561-76-5310